

わくわく商品券「よくあるご質問」

令和6年11月1日現在

【商品券の購入について】

Q. 抽選方法を教えてください。

オンライン受付、申込用紙、ハガキ受付を一元データ化し、PCによるランダム抽選を行いました。

Q. 当選しなかった場合の通知はありますか？

ありません。当選者にのみ、当選はがきの発送をもって通知いたします。

ご好評につき、販売2,500冊に対して、おおくの方から約6倍の応募冊数のお申込みをいただき抽選となりました。抽選の結果、ご希望に沿えなかった方には申し訳ありません。

なお、再抽選・二次応募は実施しません。また、追加販売の予定もありません。

Q. 抽選結果は教えてもらえますか？

商品券引換はがきの送付をもって当選のお知らせとさせていただきます。個別のお問い合わせには対応できませんのでご了承ください。

Q. 当選はがきが届いたが紛失してしまいました。再発行はできますか？

天変地異等、特段の事情がない限り、再発行はできません。

Q. 商品券の購入は、クレジットカード等で購入できますか？

商品券の販売は、現金のみとなります。クレジットカードや電子マネーでは購入できません。

Q. 商品券の購入の領収書は発行してもらえますか？

原則、商品券購入の領収書は発行しません。

しかし、もしご希望ならば引換窓口でお申しつけください。領収書を発行します。

Q. 商品券を購入する販売所は変更できますか？

原則、変更は承っておりませんが、やむを得ない理由により指定の購入日・会場に来られなくなった場合は、販売(引換)期間中(11月6日(水)から11月9日(土)まで)で、指定の会場・時間内であれば、変更は可能です。

しかし、必ず事前に「東近江市商工会」(TEL0749-45-5077)までご連絡ください。

Q. 購入会場が東近江市商工会ですが、場所はどこにありますか？

東近江市池庄町505番地(湖東地域)。東近江市 湖東支所内にあります。

八日市地区の八日市商工会議所とはお間違えのないようご注意ください。

【当選された方への注意事項について】

- 購入引換券を、指定の購入日・引換会場にお持ちいただければ、代理の方でも購入できます。
- 当選通知(購入引換券)を必ず指定の購入日時・会場にご持参ください。お忘れの場合は、購入できません。もし、当日お忘れの場合、ご自宅へ取りに帰っていただくこととなります。また、紛失の場合、無効となり購入引換券の再発行はできませんので、当選者様で管理をお願いします。
- 商品券ご購入後の払い戻しはできません。
- 購入引換券は、11月9日(土)19時以降は無効となります。従って、東近江市商工会まで、ご連絡がないまま11月9日(土)19時を経過した場合は、当選の権利は失効します。

【商品券の利用について】

Q. 商品券はいつからいつまで使えますか？

使用期間は、令和6年11月10日(日)～令和6年12月31日(火)までとなります。

使用期間を過ぎるとご使用できなくなりますので、ご利用の際はご注意ください。

なお、あらかじめ登録された取扱店舗でしかご利用できません。詳しくは、東近江市商工会 HP をご覧いただくか、商品券のご購入の時に一覧表をお配りします。また、随時商品券の取扱事業者の登録は増えていきますので、最新の情報は当ホームページ内の「取扱事業者一覧」にてご確認ください。

Q. お釣りは出ますか？

お釣りは出ません。券面額以上の使用をいただき、不足分は現金等でお支払いください。

Q. 何故、公共料金の支払いには利用できないのですか？

地方自治法上、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券(小切手など)での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。

Q. 1回に使える商品券の上限額はありますか？

ありません。まとめて使っていただけます。しかし、取扱事業者において特段の事情がある場合がございますので、その場合は取扱店にご確認ください。

Q. たばこ、酒類に使用出来ますか？

たばこには利用できません。酒類には利用可能です。

Q. 商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

できません。

Q. 商品券を購入しましたが、商品券を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

商品券の紛失や盗難には対応できません。

Q. 商品券が冊子から外れてしまった場合、または切り離した場合は使用できますか？

使用することができます。

Q. 利用期限までに利用できなかった商品券は返金してもらえますか？

返金できませんので、必ず令和6年11月10日(日)から令和6年12月31日(火)の間にご利用ください。

Q. 商品券を使用できないものはありますか？

- ・国税、地方税、公共料金料等の支払い(税金、水道料金、ガス・ガソリン・灯油代金、保険料 等)
- ・有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこや加熱式たばこを含む。)

- ・土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 - ・現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・保険診療対象となる医療費の支払い
 - ・介護保険の対象となるサービス費の支払い
 - ・その他、各取扱店舗等が指定するもの
- また、取扱店登録をしていない店舗では使用できません。